

## 行政コスト計算書について

### 1 行政コスト計算書の体系

行政コスト計算書とは、説明責任、透明性の観点から、首都高速道路公団の特性を捨象し、首都高速道路公団が民間企業として活動を行っていると仮定した場合の財務書類です。まず、企業会計原則に準拠した会計処理による民間企業仮定貸借対照表、民間企業仮定損益計算書等を作成し、民間企業仮定損益計算書に計上された費用から自己収入を控除し、これに政府出資金等に係る機会費用を加算して、行政コストを算出しています。

#### [行政コスト計算書の体系]

##### 行政コスト計算財務書類

###### 行政コスト計算書

- (添付) ・ 民間企業仮定貸借対照表
- ・ 民間企業仮定損益計算書
  - ・ キャッシュ・フロー計算書
  - ・ 民間企業仮定利益処分計算書
  - ・ 附属明細書

###### 連結行政コスト計算書

- (添付) ・ 民間企業仮定連結貸借対照表
- ・ 民間企業仮定連結損益計算書
  - ・ 連結キャッシュ・フロー計算書
  - ・ 民間企業仮定連結剰余金計算書
  - ・ 連結附属明細書

### 2 民間企業仮定財務諸表について

首都高速道路公団では、平成15年6月13日に民間企業の会計原則に則した財務諸表を2種類公表しておりますが（取得原価、再調達原価）、行政コスト計算書の作成に当たっては、その作成趣旨（個々の特殊法人等の特性を捨象し、特殊法人等が民間企業として活動を行っていると仮定した場合の財務書類）を踏まえ、取得原価の民間企業並財務諸表を行政コスト計算財務書類における民間企業仮定財務諸表として整理しています。

主な計数は以下のとおりです。

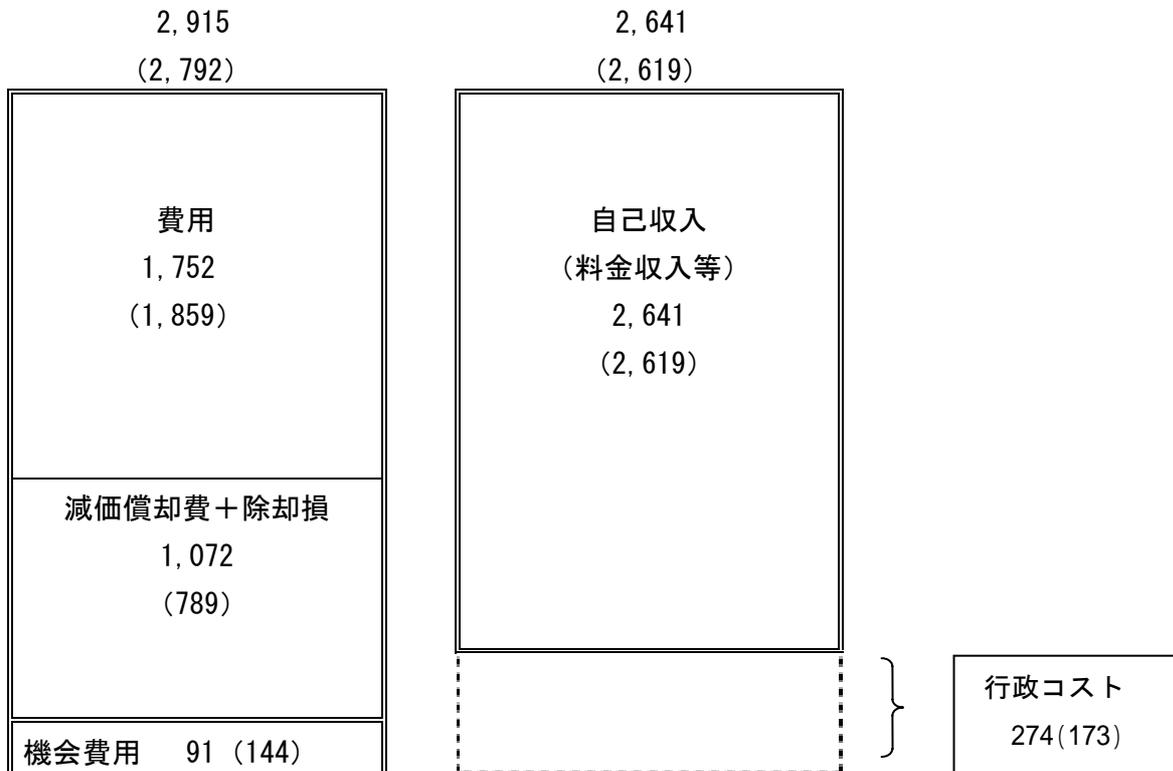
・ 剰余金（民間企業仮定貸借対照表）	618億円
・ 当期損失（民間企業仮定損益計算書）	183億円
・ 営業活動によるCF（キャッシュ・フロー計算書）	950億円

### 3. 行政コストの算出

民間企業仮定損益計算書に計上された費用から自己収入を控除し、これに政府出資金等に係る機会費用を加算して、行政コストを算出しています。

図1 行政コスト計算書

(単位：億円、( )の数値は平成13年度の値)



※ 機会費用：政府等出資金残高に10年もの国債利回りを乗じたコストなど

(注) 単位未満四捨五入のため、合計とは端数において合致しないものがあります。

上記のとおり、費用に減価償却費、除却損の合計額(総費用)に機会費用を加えた額は、自己収入を上回っており、平成14年度の首都高速道路公団の行政コストは274億円となっていますが、これは、平成5年度以降、レインボーブリッジ、湾岸線等大規模な投資を行った路線が次々と供用したことに伴い、道路の減価償却費もまた大きなものとなったことによるものです。

なお、政府・地方公共団体の出資金は、適正な料金水準の確保のため、借入金の金利負担を軽減することを目的に充当されているものです。

また、有料道路事業により良質のインフラ資産が形成されるとともに、その整備に伴って大きな経済効果その他都市再生等に資する各種の効果が創出されることにも留意する必要があります。

- ・首都高速道路ネットワークのもたらす直接的経済効果は走行時間の短縮、走行経費節減、交通事故の減少による便益があり、年間約2.2兆円と推計されます。
- ・首都高速道路の1日当たりの利用交通量は112万台、利用者数は、約200万人に達しており、東京都市圏において輸送される貨物の4割を担っています。また、二酸化炭素や窒素酸化物などの排出量削減等環境改善に寄与しています。

## 4 子会社・関連会社の取扱い

### (1) 子会社・関連会社の判定

行政コスト計算書作成指針に従い、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」（平成10年12月8日 日本公認会計士協会監査委員会報告第60号）を基準として、子会社・関連会社を判定していません（取引高等は原則として平成15年3月期、役員は平成15年3月末時点の状況により判定）。

なお、首都高速道路公団が議決権を所有している会社はありません。

#### ①子会社の判定

首都高速道路公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある者（※）が、過半数の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社

- a) 首都高速道路公団のOB等が取締役会等の構成員の過半数を占めている
- b) 重要な財務及び営業等の方針の決定を支配する契約等が存在する（売上高に占める首都高速道路公団との取引高の割合が50%以上で判定）

a) 4社（4社）

b) 4社（4社）

計 4社（4社）（重複除き・（ ）内は平成13年度）

#### ②関連会社の判定

首都高速道路公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある者（※）が、20%以上の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社

- a) 首都高速道路公団のOB等が代表取締役、取締役等の役職に就任している。
- b) 重要な営業上又は事業上の取引がある（売上高に占める首都高速道路公団との取引高の割合が30%以上で判定）

a) 9社（8社）

b) 8社（8社）

計 9社（8社）（重複除き・（ ）内は平成13年度）

(注) 13年度に関連会社と判定された会社のうち1社が企業合併を行い、存続会社が上記要件に合致しなかったことから減となっている。一方、13年度に公団と取引がなかった2社について、14年度に公団と取引があったことから上記判定を行った結果、新たに関連会社と判定され、増となっている。

#### ※「緊密な者」の判定

- ・OB等が、取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めている会社
- ・OB等が、代表権のある役員として派遣されており、かつ、取締役会その他これに準ずる機関の構成員の相当数（30%～50%）を占めている会社
- ・首都高速道路公団との間の営業取引契約に関し、首都高速道路公団に対する事業依存度が著しく大きい会社（売上高に占める首都高速道路公団との取引高の割合が50%以上で判定）

首都高速道路公団の子会社及び関連会社

NO	会社名	区分	子会社※1		
			ア)	イ)   a)	イ)   b)
1	ケイエル(株)	料金		○	○
2	ノーザンハイウェイサービス(株)	料金		○	○
3	湾岸道路サービス(株)	料金		○	○
4	神奈川ハイウェイトラフィック(株)	交通		○	○

NO	会社名	区分	関連会社※2		
			ア)	イ)   a)	イ)   b)
1	(株)アーバンロードサービス	料金		○	○
2	(株)イーストン	料金		○	○
3	新東ハイウェイサービス(株)	料金		○	○
4	首都ロードトラフィック(株)	交通		○	○
5	道路サービス(株)	交通		○	○
6	(株)ハイウェイトラフィック	車両		○	○
7	テクノエフ(株)	保全		○	○
8	未来工業(株)	保全		○	○
9	(株)道路テクノサービス	維持		○	

[区分]

料金：主として料金收受業務を行っている会社

交通：主として交通管理業務を行っている会社

車両：主として車両管理業務を行っている会社

保全：主として機械設備の保全点検業務を行っている会社

維持：主として土木関係の維持補修業務を行っている会社

※1 子会社の判定項目について

ア) 首都公団が議決権の50%超を所有する会社

イ) 首都公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある者が、過半数の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社

a) 首都公団出身者が取締役会等の構成員の過半数を占めている

b) 重要な財務及び営業等の方針の決定を支配する契約等が存在する  
(売上高に占める首都公団との取引高の割合が50%以上で判定)

※2 関連会社の判定項目について

ア) 首都公団が議決権の20%以上(50%以下)を所有する会社

イ) 首都公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある者が、20%以上の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社

a) 首都公団出身者が代表取締役、取締役等の役職に就任している

b) 重要な財務及び営業等の方針の決定を支配する契約等が存在する  
(売上高に占める首都公団との取引高の割合が30%以上で判定)

## 首都高速道路公団の子会社・関連会社（13社）の概要

### 1. 子会社、関連会社

子会社、関連会社の業務内容は、料金収受、交通管理、保全点検等の管理業務と  
なっています。

子会社	4社
関連会社	9社
計	13社

平成13年度
子会社4社、関連会社8社
計12社

なお、13社のうち、首都高速道路公団が出資している会社はありません。

### 2. 子会社、関連会社の概要（平成14年度）

#### (1) 当期利益の合計

1.3億円（1社平均 0.1億円）

#### (2) 剰余金の合計

30億円（1社平均 2.3億円）

#### (3) 売上高に占める首都高速道路公団との取引額

117億円中 108億円（92%）

#### (4) 首都公団出身者が社長に就任している会社

13社中 11社（85%）

#### (5) 首都公団出身の取締役数

49人中 25人（51%）

平成13年度

当期利益

1.8億円（平均0.15億円）

剰余金

29億円（平均2.4億円）

売上高中の首都公団取引高

119億円中115億円（97%）

首都公団出身が社長の会社

12社中12社（100%）

首都公団出身の取締役

59人中45人（76%）

## 子会社・関連会社について

これらの会社には、首都高速道路公団との資本関係はない。

特記がない限り、数字は平成15年3月期決算。また役員の状況は、平成15年6月末現在。

子会社	NO.	会社名	主な業務概要	役員の状況						資本の状況		売上の状況			その他財務諸表項目				
				公団出身者が社長	公団出身者が代表取締役	役員数(人)			取締役数(人)			資本金(百万円)	売上高(百万円)		経常損益	当期損益	剰余金		
						うち公団出身者	比率	うち公団出身者	比率	うち公団との取引額	比率								
1	ケイウエル(株)	料金收受業務			5	2	40.0%	4	2	50.0%	34	1,441	1,434	99.5%	48	12	408		
2	ノーザンハイウェイサービス(株)	料金收受業務			5	2	40.0%	4	2	50.0%	10	766	763	99.6%	32	16	250		
3	湾岸道路サービス(株)	料金收受業務			5	2	40.0%	4	2	50.0%	20	990	973	98.3%	6	6	264		
4	神奈川ハイウェイトラフィック(株)	交通管理業務			5	2	40.0%	4	2	50.0%	20	986	984	99.8%	13	4	109		
		子会社計			3	4	20	8	40.0%	16	8	50.0%	84	4,184	4,154	99.3%	98	38	1,030
		(1社平均)			5	2		4	2		21	1,046	1,039		25	9	258		

関連会社	5	(株)アーバンロードサービス	料金收受業務			4	2	50.0%	3	2	66.7%	20	757	756	99.9%	43	23	110	
	6	(株)イーストワン	料金收受業務			7	2	28.6%	5	2	40.0%	22	1,357	1,350	99.5%	21	15	520	
	7	新東ハイウェイサービス(株)	料金收受業務			5	2	40.0%	4	2	50.0%	30	975	971	99.6%	5	0	320	
	8	首都ロードトラフィック(株)	交通管理業務			5	2	40.0%	4	2	50.0%	10	1,171	1,171	100.0%	20	12	320	
	9	道路サービス(株)	交通管理業務			5	2	40.0%	4	2	50.0%	10	1,386	1,345	97.0%	71	26	236	
	10	(株)ハイウェイトラフィック	車両管理業務			4	1	25.0%	3	1	33.3%	10	450	450	100.0%	1	1	225	
	11	テクノエフ(株)	保全点検業務			4	2	50.0%	3	2	66.7%	20	188	85	45.2%	2	2	52	
	12	未来工業(株)	保全点検業務			5	2	40.0%	4	2	50.0%	20	522	469	89.8%	2	1	27	
	13	(株)道路テクノサービス	維持修繕業務			4	2	50.0%	3	2	66.7%	20	703	19	2.7%	20	9	141	
		関連会社計			8	8	43	17	39.5%	33	17	51.5%	162	7,508	6,616	88.1%	186	90	1,950
		(1社平均)			5	2		4	2		18	834	735		21	10	217		

子会社・関連会社13社合計			11	12	63	25	39.7%	49	25	51.0%	246	11,692	10,770	92.1%	284	128	2,980
(1社平均)					5	2		4	2		19	899	828		22	10	229

関連会社NO.5(株)アーバンロードサービスの役員の状況は、平成15年8月25日現在。

関連会社NO.10(株)ハイウェイトラフィック、NO.11テクノエフ(株)及びNO.12未来工業(株)の売上高はH13.10.1~H14.9.30で計上。また、NO.12未来工業(株)の役員の状況は、平成15年7月1日現在。

関連会社NO.13(株)道路テクノサービスの売上高はH13.6.1~H14.5.31で計上。

端数処理の関係で、合計・割合が一致しない場合がある。

(2) 連結に係る会計処理

「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に基づき、「連結財務諸表原則（平成9年6月6日企業会計審議会）」及び「同注釈」に従い、会計処理を行っています。

子会社4社については、首都高速道路公団の民間企業仮定財務諸表に子会社の個別財務諸表を合算した上で、相互取引などの相殺消去を行います。首都高速道路公団はいずれの子会社にも出資していないため、子会社の利益はすべて少数株主損益（外部株主の利益）に計上されています。同様に、子会社の資本（剰余金を含む）はすべて少数株主持分（外部株主の持分）に計上されています。

関連会社9社については、持分法を適用しています。首都高速道路公団はいずれの関連会社にも出資していないため、首都高速道路公団に帰属する関連会社の利益金はなく、連結当期損益に反映されません。

図2 民間企業仮定財務諸表と民間企業仮定連結財務諸表の比較（単位：億円）

損益計算書

（カッコ）内は単体との増減比較

民間企業仮定損益計算書		民間企業仮定連結損益計算書	
費用 2,824	収益 2,641	費用 2,825 (1) ※1	収益 2,641 (0) ※2
	損失 183	少数株主損益 ※3 ↓	損失 184 (1)
		1 (1)	

※1、2 子会社の個別財務諸表と合算した上で、連結グループ内部の取引による売上と費用を相殺消去。

※3 子会社の損益のうち、外部株主（子会社の株主のうち、首都高速道路公団及び他の子会社を除いた株主）に帰属する損益

② 貸借対照表

民間企業仮定貸借対照表		民間企業仮定連結貸借対照表	
資産	負債	資産	負債
57,601	50,157	57,614(13) 4	50,159(2) 5
	資本 7,445		少数株主持分 6
			↓
			12(12)
			資本 7,443( 2)

※4、5 子会社の個別財務諸表と合算した上で、連結グループ内部の債権・債務を相殺消去。

※6 子会社の資本のうち、外部株主（子会社の株主のうち、首都高速道路公団及び他の子会社を除いた株主）に帰属する資本。

## 連結に伴う専門用語

### 【外部株主】

子会社の株主のうち、親会社（首都高速道路公団）及び他の子会社を除いた株主のことです。関連会社や「緊密な者」は外部株主に該当します。

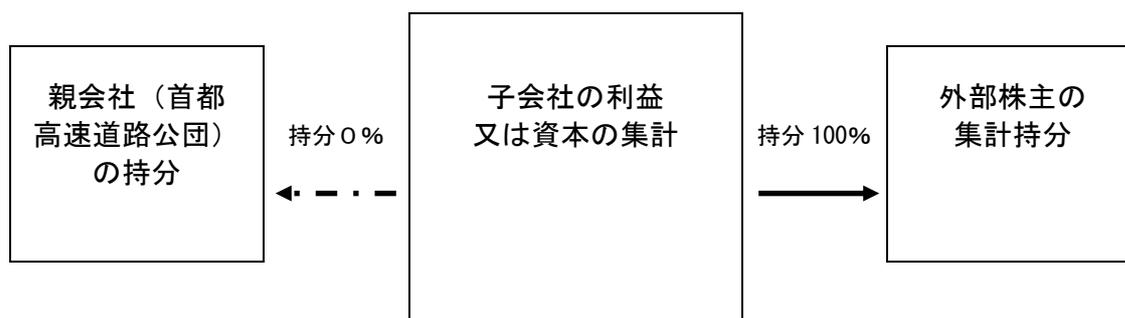
### 【少数株主利益（損失）】と【少数株主持分】

子会社の利益（損失）又は資本のうち外部株主に帰属する利益（損失）又は資本のことを少数株主利益（損失）又は少数株主持分といいます。

連結は、子会社の利益（損失）又は資本の集計（子会社の個別財務諸表を合算した上で、相互取引などの相殺消去を行った後の利益又は資本の総額）を、親会社と外部株主が、それぞれ持分比率に応じて分配するための計算です。

通常は、親会社が子会社の株を保有しているので、子会社の利益（損失）又は資本のうち、親会社の持分以外の部分を少数株主利益（損失）又は少数株主持分に計上します。

しかし、首都高速道路公団はいずれの子会社にも出資していないため（下図）、連結財務諸表上、子会社の利益（損失）又は資本は、すべて少数株主利益（損失）又は少数株主持分に計上されます。



### 【持分法】

関連会社が計上した利益又は損失のうち、親会社の持分比率に相当する部分を、親会社（首都高速道路公団）の貸借対照表に計上している関連会社への投資残高に加減する方法のことです。持分法によって、関連会社の業績が親会社の財務諸表上に反映されます。

しかし、首都高速道路公団はいずれの関連会社にも出資していないため、連結財務諸表の数値に影響を与えません。

## 5 関連公益法人等の取扱い

### (1) 関連公益法人等の判定

関連公益法人等については、行政コスト作成指針に従って、該当する法人等を判定し、附属明細書において、業務内容、首都高速道路公団との関係、役員の氏名、総売上高と首都高速道路公団の発注高、決算財務諸表等の関係情報をディスクローズしています。

役員のうち、首都高速道路公団の出身者の占める割合が1/3以上  
売上高に占める首都高速道路公団の発注額が1/3以上

① 1法人 (2法人)

② 2法人 (2法人)

計 3法人 (3法人) (重複除き・( )内は平成13年度)

### (2) 関連公益法人の子会社の判定

①または②に該当する関連公益法人が議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係にある者が過半数の議決権を所有し、かつ、関連公益法人出身者が取締役会等の構成員の過半数を占めている会社

該当なし (該当なし) ( )内は平成13年度)

### (3) 関連公益法人の関連会社の判定

①または②に該当する関連公益法人が議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係にある者が20%以上の議決権を所有し、かつ、関連公益法人出身者が代表取締役、取締役等の役職に就任している会社

該当なし (該当なし) ( )内は平成13年度)

NO	会社名	区分	関連公益法人 ※1		[区分] 調査：主として調査研究業務を行っている 公益法人 管理：主として道路の高架下用地の管理業 務を行っている公益法人
			ア)	イ)	
1	(財)首都高速道路技術センター	調査		○	
2	(財)首都高速道路補償センター	調査		○	
3	(社)首都高速サービス推進協会	調査	○		
4	(財)首都高速道路協会※2	管理			
	4法人計				

※1 関連公益法人について

ア) 役員のうち、首都公団出身者の占める割合が1/3以上

イ) 売上高に占める首都公団の発注額が1/3以上

※2 (財)首都高速道路協会は、ア)、イ)のいずれにも該当しないが、首都高速道路公団と業務関係があるので、関連公益法人として掲載した。

関連公益法人について

数字は、平成15年3月期決算。役員は、平成15年6月末現在。

NO.	会社名	主な業務概要	役員状況							資本状況	収入状況			その他財務諸表項目	
			公団出身 者が代表 者	役員数(人)		理事数(人)			資本金 (百万円)	事業収入(百万円)			当期正味 財産増減額	正味財産	
				うち公団出身者	比率	うち公団出身者	比率	うち公団との取引額		比率					
											比率	比率			比率
1	財首都高速道路技術センター	道路に関する技術的な調査研究業務	○	10	3	30.0%	9	3	33.3%	150	5,468	5,063	92.6%	18	681
2	財首都高速道路補償センター	用地補償関連業務	○	10	2	20.0%	8	2	25.0%	120	1,348	1,108	82.2%	3	123
3	社首都高速サービス推進協会	広報業務	○	14	8	57.1%	12	6	50.0%	50	654	89	13.6%	35	254
4	財首都高速道路協会	休憩施設等運営業務	○	14	4	28.6%	12	4	33.3%	150	2,707	434	16.0%	42	808
	計		4	48	17	35.4%	41	15	36.6%	470	10,177	6,694	65.8%	98	1,866
	(1社平均)			12	4		10	4		118	2,544	1,674		24	466